

作業基準

令和5年6月15日
株式会社群来留

目 次

第1章	目 的
第2章	作業体制
第3章	危険物等の取扱い
第4章	乗下船作業
第5章	旅客の遵守事項等の周知

第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、ペシ岬—ポンモシリ島（左回り）航路、駕泊港—ポンモシリ島（右回り）航路、利尻（杓形）礼文（香深）航路、礼文（香深）利尻（杓形）航路、栄浜沖遊覧船航路及び神居沖遊覧船航路の作業に関する基準を明確にし、もって輸送に関連する作業の安全を確保することを目的とする。

第2章 作業体制

(作業体制)

第2条 運航管理者又は運航管理補助者は、陸上作業員を指揮して（運航管理補助者が陸上作業員の業務を行っている場合は、運航管理補助者が自ら）陸上において、乗船待機中の旅客の整理、乗下船する旅客の誘導、離着岸時における諸作業を実施する

2 船長は、船内作業員を指揮して（船長以外に乗組員が乗船していない場合は、船長自ら。）、船舶上における乗下船する旅客の誘導、離着岸時における諸作業を実施する。

第3章 危険物等の取扱い

(危険物等の取扱い)

第3条 危険物の取扱いは、運航管理者の指示に従い、危険物船舶運送及び貯蔵規則等関係法令の定めるところにより行うものとする。

2 刀剣、銃器、兵器その他旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いについては、運航管理者の指示に従い、運送を拒絶するか又は一定の条件をつけて運送を引き受けるものとする。ただし、原則として船室に持ち込むことは拒絶しなければならない。

3 陸上作業員（運航管理補助者が陸上作業員の業務を行っている場合は、運航管理補助者。）又は船内作業員（船長以外に乗組員が乗船していない場合は除く。）は、旅客の手荷物、小荷物その他の物品が前2項の物品に該当するおそれがあると認めるときは、運航管理者又は船長の指示を受けて運送申込人の立会いのもとに点検し、必要な措置を講ずるものとする。

4 船長及び陸上作業員（運航管理補助者が陸上作業員の業務を行っている場合は、運航管理補助者。）は前3項の措置を講じたときは、直ちに、その状況を運航管理者に報告（船長が運航管理者を兼任している場合を除く。）するものとする。

第4章 乗下船作業

(乗船作業)

第4条 旅客の乗船は、原則として離岸10分前とする。

2 離岸10分前になったときは、船内作業員（船内作業員を配置していない場合は、船長。）は舷門を開放し、陸上作業員（陸上作業員を配置しない場合は、運航管理者又は運航管理補助者。）に旅客の乗船を開始するよう合図する。

3 陸上作業員（陸上作業員を配置しない場合は、運航管理者又は運航管理補助者。）は旅客を乗船口に誘導する。

4 陸上作業員（陸上作業員を配置しない場合は、運航管理者又は運航管理補助者。）及び船内作業員（船内作業員を配置していない場合は、船長。）は、乗船旅客数（無料幼児を含む。）を把握し、旅客定員を超えていないことを確認して、それぞれ運航管理補助者及び船長に乗船旅客数を報告（船長が船内作業員の業務を行った場合は除く。）する。

(離岸作業)

第5条 運航管理者又は運航管理補助者は、離岸作業完了後、適切な時期に出港を放送させる（発航の合図をさせる。）とともに見送人等が離岸作業により危害を受けないよう退避させ、岸壁上の状況が離岸に支障ないことを確認して、その旨を船内作業員に連絡し（船内作業員を配置していない場合は、船長に連絡。）、陸上作業員を所定の位置に配置する。（陸上作業員を配置しない場合は、自らが配置につく。）

2 運航管理者又は運航管理補助者は、船長の指示により陸上作業員を指揮して（陸上作業員を配置しない場合は、自ら。）迅速、確実に係留索を放す。

(着岸作業)

第6条 運航管理者又は運航管理補助者は、船舶の着岸時刻5分前までに綱取りその他の作業に必要な作業員を

配置する。（陸上作業員を配置しない場合は、自らが配置につく。）

- 2 運航管理者又は運航管理補助者は、陸上作業員を指揮して（陸上作業員を配置しない場合は除く。）迅速、確実に綱取作業を実施する。この場合、運航管理者又は運航管理補助者は、作業員が（作業員を配置しない場合は除く。）係留索の急緊張等により危害を受けることのないよう十分注意する。
- 3 船内作業員（船長以外に乗組員が乗船していない場合は除く。）は、船長の指示により迅速、確実に係留作業を実施する。
- 4 乗組員又は船内作業員（船長しか乗組まない場合及び船内作業員を配置しない場合は、船長。）は、船内放送等により着岸時の衝撃による旅客の転倒事故を防止するため、旅客へ着席や手すりへの掴まりを指示する。（係留中の保安）

第7条 船長及び運航管理者又は運航管理補助者は、係留中、旅客の安全に支障のないよう係留方法、タラップ（歩み板）等の乗降用設備の保安に十分留意する。
（下船作業）

第8条 船長は、船体が完全に着岸したことを確認したときは、その旨陸上作業員（陸上作業員を配置しない場合は、運航管理者又は運航管理補助者。）及び船内作業員（船内作業員を配置していない場合は除く。）に合図する。

- 2 船内作業員（船内作業員を配置していない場合は、船長。）は、陸上作業員（陸上作業員を配置しない場合は、運航管理者又は運航管理補助者。）と協力してタラップ等の乗降用設備を架設し、架設完了を確認した後、旅客を誘導して下船させ、下船完了後、舷門を閉鎖し、船長に報告（船長が船内作業員の業務を行った場合は除く。）する。

第5章 旅客の遵守事項等の周知

（乗船待ち旅客に対する遵守事項等の周知）

第9条 運航管理者又は運航管理補助者は、乗船待ちの旅客に対して次の事項を掲示等により周知しなければならない。周知事項の掲示場所は旅客待合所又は発着場とする。

- (1) 旅客は乗下船時及び船内においては係員の誘導に従うこと。
- (2) 船内においては、乗船中の者に危害を加えるような行為又は迷惑をかける行為をしないこと。
- (3) その他旅客の安全に関して旅客に周知すべき事項

（乗船旅客に対する遵守事項等の周知）

第10条 船長は、船内の旅客が見やすい場所に次の事項を掲示しなければならない。

- (1) 旅客の禁止事項
- (2) 救命胴衣の格納場所及び着用方法
- (3) 非常の際の避難要領（非常信号、避難経路等）
- (4) 病気、盗難等が発生した場合の乗組員への通報
- (5) 下船及び非常の際には係員の指示に従うこと。

（旅客に対する救命胴衣の着用に関する指示）

第11条 船長は、救命胴衣の着用に関し、以下の措置を講じなければならない。

- (1) 旅客には、常時、救命胴衣の着用を徹底すること。
- (2) 適切な小児用の小型船舶用救命胴衣を備え、12歳未満の児童には、その着用を徹底すること。
- (3) 救命胴衣を着用しない、又は着用が困難な旅客については、乗船させないこと。

（乗組員の救命胴衣の着用）

第12条 運航管理者（船長が運航管理者を兼任している場合は、船長）は、船長その他の乗組員に自ら救命胴衣を着用させなければならない。